地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等への女性の登用状況

NO	委員会等名	平成31年4月1日現在			平成30年4月1日現在		
		委員数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合	委員数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合
1	教育委員会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	0	0.0%
3	公平委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
4	監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%
5	農業委員会	14	2	14.3%	14	2	14.3%
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合計		31	5	16.1%	30	4	13.3%

＜参考＞地方自治法（抜粋）
第180条の5（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）
① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
　一　教育委員会
　二　選挙管理委員会
　三　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
　四　監査委員会
③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
　一　農業委員会
　二　固定資産評価審査委員会

地方自治法第202条の3に基づく審議会等への女性の登用状況

NO	審議会等名	設置根拠	平成31年4月1日現在			平成30年4月1日現在		
			委員数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合	委員数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合
1	都市計画審議会	都市計画法／あま市都市計画審議会条例	13	1	7.7%	13	1	7.7%
2	防災会議(会長含む)	災害対策基本法／あま市防災会議条例	22	2	9.1%	22	2	9.1%
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法／あま市国民健康保険条例	10	2	20.0%	10	2	20.0%
4	社会教育審議会	社会教育法／あま市社会教育委員条例	12	5	41.7%	12	5	41.7%
5	文化財保護審議会	あま市文化財保護条例	7	1	14.3%	7	1	14.3%
6	市町村国民保護協議会	武力攻撃事態等等における国民の保護のための措置に関する法律／あま市国民保護協議会条例	22	2	9.1%	22	2	9.1%
7	児童館運営委員会	あま市児童館条例	11	4	36.4%	12	4	33.3%
8	学校給食センター運営委員会	あま市立学校給食センター設置及び管理に関する条例	15	3	20.0%	15	2	13.3%
9	情報公開･個人情報保護審議会	あま市情報公開･個人情報保護審議会条例	5	1	20.0%	5	1	20.0%
10	人権施策推進審議会	あま市人権尊重のまちづくり条例	10	4	40.0%	10	4	40.0%
11	男女共同参画審議会	あま市男女共同参画推進条例	10	6	60.0%	10	6	60.0%
12	行政改革推進委員会	あま市行政改革推進委員会条例	12	4	33.3%	12	4	33.3%
13	まちづくり委員会	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	16	5	31.3%	16	6	37.5%
14	地域公共交通会議	あま市地域公共交通会議条例	21	2	9.5%	21	2	9.5%
15	保健対策推進協議会	あま市保健センター条例	13	3	23.1%	13	3	23.1%
16	歯と口腔保健推進協議会	あま市歯と口腔の健康づくり推進条例	11	4	36.4%	11	4	36.4%
17	民生委員推薦会	民生委員法	14	1	7.1%	14	1	7.1%
18	あま市図書館運営協議会	図書館法						
19	子ども･子育て会議	子ども･子育て会議条例	16	7	43.8%	16	6	37.5%
20	行政不服審査会	あま市行政不服審査法施行条例	3	2	66.7%	3	2	66.7%
21	人権ふれあいセンター運営審議会	あま市人権ふれあいセンター条例	6	1	16.7%	8	1	12.5%
22	老人福祉センター運営委員会	あま市甚目寺老人福祉センター条例	8	1	12.5%	8	1	12.5%
23	総合計画審議会	あま市総合計画審議会条例						
24	空家等対策協議会	あま市空家等対策協議会条例	12	3	25.0%			
25	いじめ問題対策連絡協議会	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例	10	1	10.0%			
合計			279	65	23.3%	260	60	23.1%

＜参考＞地方自治法（抜粋）
第202条の3（附属機関の事務等）
① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

※審議会、委員会への女性登用率の目標数値を平成33年（令和3年）度までに30.0%として

市役所職員の女性管理職の状況

（各年4月1日現在）

	管理職総数（人）	うち女性管理職数（人）	女性比率（%）	うち一般行政職		
				管理職総数（人）	うち女性管理職数（人）	女性比率（%）
平成31年	100	21	21.0	80	12	15.0
平成30年	110	26	23.6	82	13	15.9
平成29年	100	24	24.0	80	14	17.5
平成28年	101	22	21.8	79	12	15.2
平成27年	94	21	22.3	74	12	16.2

※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上とします。出先機関の課長なども含みます。
※一般行政職の女性管理職比率の目標数値を平成33年（令和3年）度までに20.0%としています。